

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第 6 号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

黒石市外国語指導助手任用規則（平成 2 4 年黒石市教育委員会規則第 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 8 条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。